

「マーケットイン型商品販路開拓挑戦事業（事業者の課題解決及び販売戦術の策定等）」企画・実施業務委託仕様書

本仕様書は、本市が実施する「マーケットイン型商品販路開拓挑戦事業（事業者の課題解決及び販売戦術の策定等）」に関して必要な事項を定めるとともに、受託者が実施しなければならない事項を定めるものである。

※マーケットイン：市場における消費者やレストラン・小売店関係者等の要望やニーズを理解し、現地の環境や文化にあわせた商品並びに商品パッケージの改良・開発、日本国内向け商品がその価値を発揮できる場面やシーンへの対応と定義。

1. 業務名称

「マーケットイン型商品販路開拓挑戦事業（事業者の課題解決及び販売戦術の策定等）」企画・実施業務

2. 業務目的及び概要

目覚ましい経済発展と人口増加を続け、各国の購買力が飛躍的に向上し、日本製品の輸出先として有望な市場となっている東南アジアでの販路拡大を進めていくため、現地で求められている商品の掘り起こしや磨き上げを行ったうえで商談に臨み、継続した取引成立に繋げていくマーケットインに焦点を当てた事業を実施する。本事業を通して、市内企業が海外販路開拓のノウハウを身に付け、事業終了後も自走していくことのできる体制の構築を目指すとともに、取扱商品の現地市場における定着化・定番化を図る。

令和7年度は、今回選定する日本の企業や自治体の支援実績もある東南アジア市場に精通したコーディネーターの伴走支援により、商品のローカライズ、ブランディングなど商品の掘り起こし・磨き上げ・改良に継続して取り組んでいくとともに、現地でのテストマーケティングや商談等により、狙うべきターゲット層を明確化し、効果的な販売戦略及び効率的な生産計画を立てていく事業を実施する。

3. 履行期間

契約締結日から2026（令和8）年2月6日（金）まで

※委託業務実績報告書の提出期限。

4. 業務内容

（1）業務内容

受託者の持つ知識や経験、人脈及び人的ネットワーク、ノウハウ等を最大限に活用し、

以下業務の達成に向けて実現可能性の高い提案とすること。

①コーディネーター等候補者の選定

日本の企業や自治体等の支援実績があり、シンガポールはじめ東南アジア市場に精通した、現地のレストランや小売店の関係者等とのコネクションも有する専門家（以下「コーディネーター等」という。）を2名以上選定すること。

選定されたうち1名のコーディネーター等は、シンガポールはじめ東南アジア地域で日本の商品を取り扱っており、将来にわたって販路拡大につながる商社等と連携しながら、大分都市広域圏内（大分市・別府市・臼杵市・津久見市・竹田市・豊後大野市・由布市・日出町）の事業者（以下、「事業者」という。）が取り扱う商品の販路拡大（定着化・定番化）を実現するための戦略及び具体的な戦術を提案すること。

②事業者の継続した商品の掘り起こしや磨き上げ、課題の解決、販売促進につながる戦術の策定に係る提案及びそれに係る支援

コーディネーター等は、委託者ととともに事業者の商品の掘り起こしや磨き上げを継続して行い、各者が抱える課題を解決できるようマーケットインの視点での的確な助言・提案を行うこと。

併せて、事業者が自社の商品を市場の特性やターゲットとなる顧客層に応じて最適な販売方法を選択し、販売促進活動に取り組んでいくことができるよう具体的な戦術の策定を行うとともに、その実施に当たって支援を行うこと。

ア 実施期間

2025（令和7）年8月上旬から2026（令和8）年1月下旬まで

イ 実施場所

大分都市広域圏内又はオンライン

③現地でのテストマーケティング実施

シンガポール現地のレストラン・小売店等でテストマーケティングを実施し、バイヤーや一般消費者の反応やニーズを把握・分析すること。

ただし、参加事業者の旅費や商品サンプル代等は各事業者の自己負担とし、その他の開催に係る経費は本業務委託費に含む。

また、本事業終了後も継続して輸出できるよう、テストマーケティング用の一時的な流通ルートではなく、実際に輸出している事業者や現地卸売事業者を経由して行うこと。

併せて、会場において映像やパンフレット等を用いた大分都市広域圏及び圏内商品の認知向上を図るための効果的な情報発信を行うこと。

ア 実施期間

2025（令和7）年11月上旬から2026（令和8）年1月下旬までの間のうち、2週間以上

※参加事業者及び委託者は④の商談会の開催にあわせて渡航するものとし、渡航は移動日を含めて5日間程度を想定。

【箱日程案】

日次	内容
1日目	大分からシンガポールへ移動
2日目	テストマーケティング参加
3日目	シンガポール現地商社・飲食店等との商談会
4日目	シンガポール現地商社・飲食店等との商談会
5日目	シンガポールから大分へ移動

※事業内容や航空便の運航状況等により、渡航・滞在日程は変更となる可能性あり。

イ 実施場所

シンガポール共和国内の立地条件が良く、十分な集客が見込まれる現地レストラン・小売店等。

ウ 参加事業者及び商品の選定

事業者から提出された参加申込書等の書類をもとに、マーケットインの視点での販路拡大に取り組もうとする姿勢、シンガポール現地の商社やレストラン・小売店のニーズ等を総合的に勘案して受託者（コーディネーター）が5～8社程度、1社当たり2～3商品程度を選定すること（参加事業者数及び商品数は委託者と受託者で協議のうえ決定）。

④テストマーケティング実施期間中の商談会開催

シンガポール現地において商談会を開催し、事業者とバイヤー等とのマッチングの機会を設けること。

ただし、参加事業者の旅費や商品サンプル代等は各事業者の自己負担とし、その他の開催に係る経費は本業務委託費に含む。

ア 実施期間

2025（令和7）年11月上旬から2026（令和8）年1月下旬までのテストマーケティング実施期間中

イ 実施場所

シンガポール共和国内

ウ 参加対象事業者

③のテストマーケティングへの参加事業者

エ 商談件数

1参加事業者当たり、商社・バイヤー等5社以上の商談機会を確保すること。

また、商談にも同席し、継続取引に向けたサポートを実施すること。

⑤最新の現地市場等の情報収集・提供

最新のシンガポールはじめ東南アジア市場概況、商習慣や市場価格、今後の販路開拓の可能性等のほか、現地のバイヤーや消費者が求めている商材など事業者の販路拡大活動に有益な情報を適宜収集し、委託者に報告書により提供すること。

⑥今回の事業を踏まえた今後の展開についての助言・提案

今回の事業については、令和8年度以降の継続的・発展的な事業展開も踏まえた方法を提案すること。また、②、③及び④により得られる意見や情報を集約・分析し、現地に求められている商品や今後求められる可能性のある商品を明確化したうえで、委託者に報告書によりフィードバックするとともに、今後の展開についてその方法等を提案すること。

(2) 分担区分

業務の分担区分は、以下のとおりとする。

業務内容		分担区分	
		受託者	委託者
1	コーディネーター等の手配	○	
2	コーディネーター等との連絡・調整及びシンガポール現地での移動・アテンド	○	
3	本事業に参加する事業者の募集		○
4	本事業に参加する事業者の選定 ※選定基準は別途定める	○	
5	本事業参加が決定した事業者への通知		○
6	継続した商品の掘り起こしや磨き上げ、課題の解決、販売促進につながる戦術策定に係る参加事業者とコーディネーター等との連絡・調整、実施及び実施内容の記録・集約・報告	○	
7	コーディネーター等の大分への渡航・宿泊手配	○	
8	コーディネーター等の大分県内での移動・食事手配、アテンド	○	
9	テストマーケティング及び商談会の企画・運営に係るすべての業務、及び備品・消耗品等の準備	○	
10	テストマーケティング及び商談会の招待バイヤー等のリストアップ及び委託者への提示	○	
11	委託者との協議により選定した招待バイヤー等との連絡・調整	○	

業務内容		分担区分	
		受託者	委託者
12	テストマーケティング及び商談会の会場手配・設営・運営・撤収	○	
13	テストマーケティング及び商談会の進行シナリオ作成・進行	○	
14	テストマーケティング及び商談会用の商品サンプルの日本国内での集荷、シンガポールへの輸送手配	○	
15	テストマーケティング及び商談会用の商品サンプルのシンガポール国内での保管、会場への持ち込み	○	
16	テストマーケティング時の販売促進員の手配・管理	○	
17	テストマーケティング及び商談会時の通訳者の手配・管理	○	
18	テストマーケティング及び商談会内容の集約・報告	○	
19	委託者及び参加事業者のシンガポールへの渡航・宿泊手配 ※渡航費・宿泊費は委託者及び参加事業者が各自負担		○
20	委託者及び参加事業者のシンガポール国内での移動・食事手配 ※国内移動費・食事代は委託者及び参加事業者が各自負担		○
21	最新の現地市場等の情報収集・提供	○	
22	今回の事業を踏まえた今後の展開についての方法等の提案	○	

5. 委託業務の進め方

本業務を実施するに当たり、随時本市と協議を行うとともに、進捗に応じて本市に報告を行うなど緊密な連携を図ることとし、疑義が生じた事項又は本仕様書に定めのない事項については、本市と協議のうえ、これを定めることとする。

6. 委託業務実績報告書の提出

本業務が終了したときは、委託業務実績報告書を作成し、履行期間内に提出するものとする。

7. 委託成果物の帰属等

本業務で新たに発生する著作権をはじめとする成果物の全ては、本市に帰属するものとする。また、成果物に含まれる構成素材（写真、イラスト等）については、本市が二次的著作物を作成し、利用することについて許諾すること。

8. 契約の一部再委託

本業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、本業務を効率的に進めるうえで必要と思われる業務については、本市と協議のうえ、本業務の一部を委託する

ことができるものとする。

9. 個人情報保護

個人情報の保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日 法律第 57 号）に基づき、本業務に係る個人情報を適切に扱うこと。また、本業務により取得した個人情報は、業務終了後直ちに本市に引き渡すものとする。

10. 守秘義務

本業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、業務終了後も同様とする。

11. 損害の賠償

本業務の遂行に当たっては、十分な注意を払って行うこととし、受託者の故意又は過失により本市又は第三者に損害を与えた場合は、その損害額を補償しなければならない。

12. 委託料の支払

原則として、本業務が完了し委託業務実績報告書の提出を受けた後、適法な請求を受けた日から 30 日以内に、委託料を支払う。ただし、業務遂行上の都合等により、必要に応じて受託者と本市との協議のうえ、支払時期等を決定することができる。